弁理士法人〇〇〇 定款

**第 1章　総則**

**（法人の性格）**

**第1条**　当法人は、次条に規定する目的のために設立する弁理士法人とする。

**（目 的）**

**第2条**　当法人は、次に掲げる業務を営むことを目的とする。

一 他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うこと。

二 前号に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うこと。

（１）関税法（昭和29年法律第61号）第69条の3第1項及び第69条の12第1項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第69条の4第1項及び第69条の13第1項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理。

（２）特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第１項第１号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であって、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理。

（３）上記（１）～（２）に掲げる事務についての相談

（４）特許法（昭和34年法律第121号）第105条の2の11第1項及び第2項（同法第65条第6項及び実用新案法（昭和34年法律第123号）第30条において準用する場合を含む。）に規定する意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容（特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談

三 前二号に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りではない。

（１）特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

（２）外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠、商標、植物の新品種又は地理的表示（ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の場所、地域又は国を原産地とするものであることを特定する表示をいう。次号において同じ。）に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うこと。

（３）発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）、植物の新品種、事業活動に有用な技術上の情報（技術上の秘密及び技術上のデータを除く。）又は地理的表示の保護に関する相談に応ずること。

（４） 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること。

四 特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問を、当法人の社員又は使用人である弁理士に行わせる事務の委託を受けること。

五 特許法（昭和34年法律第121号）第178条第1項、実用新案法（昭和34年法律第 123号）第47条第1項、意匠法第59条第1項又は商標法第63条第1項に規定する訴訟に関して、訴訟代理人としての事務を、当法人の社員又は使用人である弁理士に行わせる事務の委託を受けること。

六 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害または特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人としての事務を当法人の社員又は使用人である弁理士（特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、当該弁理士の登録にその旨の付記を受けた者に限る。）に行わせる事務の委託を受けること。

七 その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

**（名 称）**

**第3条** 当法人の名称は、｢弁理士法人〇〇〇｣と称する。

**（事務所の所在地）**

**第4条** 当法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市に置く。

**第2章 社員及び出資額**

**（社員の氏名、住所及び出資）**

**第5条**　当法人の社員の氏名及び住所並びに出資の目的・金額及び評価の標準は、次のとおりである。

１．〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇号（代表者住所）

弁理士太郎（代表者氏名）

金銭出資 3,000,000 円（資本金額）

出資 金三百万円

**（持分譲渡の制限）**

**第６条**　当法人の社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡する場合には、他の全社員の承諾を得なければならない。

**（競業禁止）**

**第7条**当法人の社員は、他の全社員の承諾を得なければ、自己若しくは第三者のために当法人の業務の部類に属する取引をなし又は同種の業務を目的とする他の法人の社員となることはできない。

**（社員法人間の取引）**

**第8条**当法人の社員は、他の社員の過半数の決議のあったときに限り、自己又は第三者のために法人と取引をすることができる。

**（新加入社員の責任）**

**第9条**　当法人の設立後加入した社員は、その加入前に生じた法人の責務についても責任を負うものとする。

**第３章　法人の代表**

**（代表社員）**

**第10条**　当法人の代表社員は、弁理士太郎とする。

**（業務の執行）**

**第11条**　当法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し義務を負う。

**（業務及び財産の状況の報告義務）**

**第12条**　代表社員は、他の社員の請求があるときは、何時でも、当法人の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

**（定款の変更）**

**第13条**　定款の変更をするには、代表社員の同意を要する。

**第４章　社員の入社及び退社**

**（加入）**

**第14条**　新たに社員を加入せしめるには、総社員の同意を得なければならない。

**（やむを得ない事由のある場合の脱退）**

**第15条**　やむを得ない事由があるときは、各社員は、何時でも、当法人を脱退することができる。

**（脱退事由）**

**第16条**　前条及び社員の持分が差し押さえられた場合のほか、社員は次の事由によって脱退する。

一　総社員の同意

二　死亡

三　破産手続開始の決定

四　除名

五　弁理士の登録の抹消

**（除名、業務執行権又は代表権の喪失）**

**第17条**　社員につき次の事由があるときは、当法人は、他の社員の過半数の決議をもって、その社員の除名又は代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

一　出資の義務を履行しないとき

二　第7条の規定に違反したとき

三　業務を執行するに当たり不正の行為をし、又は権利なくして業務の執行に関与したとき

四　法人を代表するに当たり不正の行為をし、又は権利なくして法人を代表したとき

五　その他重要な義務を尽さなかったとき

２．社員が法人を代表するについて著しく不適任であるときは、当法人は、前項の規定に従い、その社員の代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

**（除名社員と法人間の計算）**

**第18条**除名されて脱退した社員と当法人との間の計算は、除名の訴えを提起した時における当法人の財産の状況に従ってこれをなし、かつ、その時から法定利息を附するものとする。

**（除名以外の事由による退社員に対する持分の払戻）**

**第19条**前条以外の脱退社員に対しては、脱退当時における当法人の財産の割合によってその持分を払い戻すものとする。

**（金銭による払戻）**

**第20条**脱退社員の持分払戻は、その出資の目的の如何にかかわらず金銭をもってするものとする。

**第5章　計算**

**（事業年度）**

**第21条**当法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終るものとする。

**（計算書類の承認）**

**第22条**代表社員は、毎事業年度の終において、次に掲げる書類を各社員に提出して、その承認を求めなければならない。

一　財産目録

二　貸借対照表

三　事業報告書

四　損益計算書

五　剰余金の配当に関する議案

**（積立金）**

**第23条**当法人は、その出資額の4分の1に達するまで毎配当期において、その利益の10分の１を積み立てるものとする。

**（剰余金の配当）**

**第24条**当法人は、損失を補填し、かつ、前条の積立をした後でなければ剰余金の配当をすることはできない。

**（損益分配の割合）**

**第25条**各社員の損益分配の割合は、その出資額による。

**第6章　解散**

**（解散の事由）**

**第26条**当法人は、次に掲げる事由により解散する。

一　総社員の同意

二　他の弁理士法人との合併

三　破産手続開始の決定

四　解散を命ずる裁判

五　弁理士法第54条の規定による解散の命令

六　社員の欠亡

※　2022年12月26日に弁理士法の官報掲載の誤りを訂正する通知がありました。

正：欠亡

誤：欠乏

https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/kanpou-teisei\_202212.html

**（合併）**

**第27条**当法人が合併をするには、総社員の同意を得なければならない。

**第7章　清算**

**（清算方法）**

**第28条**当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、次条及び法律の規定のより総社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

２．清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

**（残余財産の分配の割合）**

**第29条**残余財産は、各社員の出資額に応じて分配する。

上記のとおり、弁理士法人〇〇〇設立のため、発起人弁理士太郎は、[この定款を作り、記名押印（又は署名）する。][電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。]（書面かPDFかによって選択してください）

令和〇年〇月〇日

弁理士太郎